

がんばる漁業復興支援事業の手引き

平成23年11月28日

特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構

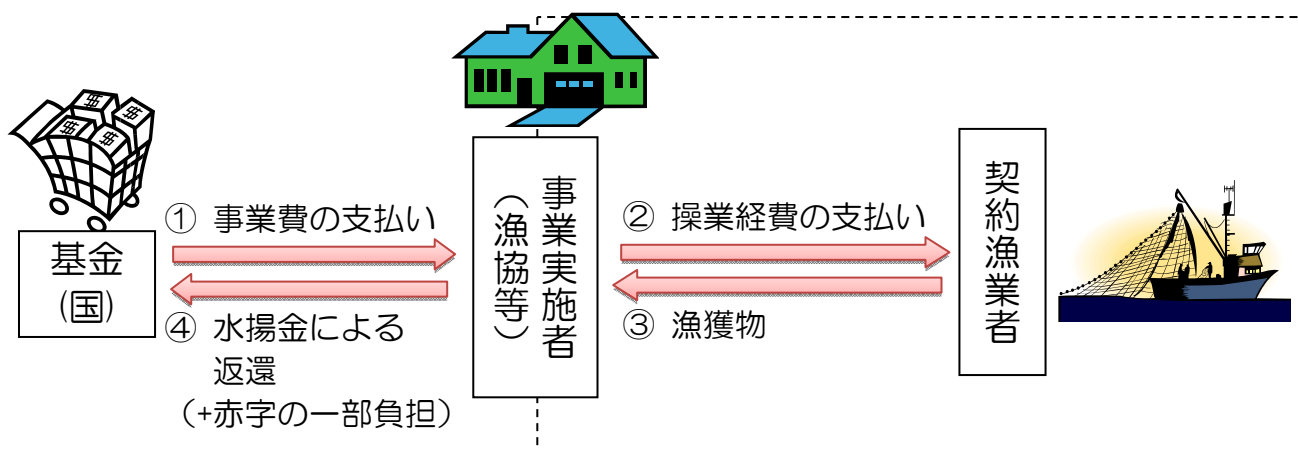
《目 次》

1. 「がんばる漁業復興支援事業（がんばる漁業）」とは？	3
2. がんばる漁業に関する基本情報	4
3. がんばる漁業を実施するためには①	
～「漁業復興計画」作成から認定までの手続き～	5
4. がんばる漁業を実施するためには②	
～がんばる事業実施にあたっての諸手続き～	6
5. 事業経費のお支払いについて	9
6. がんばる漁業の助成対象経費について	13
様式集	16
お問い合わせ先	45

1. 「がんばる漁業復興支援事業（がんばる漁業）」とは？

震災後の環境に対応した収益性の高い操業体制へ
転換したいと考えられている漁業者・漁協・地域のために、
取組を行う際の経費を助成します。

事業の仕組み



- ① 国は事業実施者に、がんばる漁業実施のために必要な事業費を支払います。
- ② 事業実施者は、操業を実際に行う漁業者と契約を結び、漁業者に操業に必要な経費を支払います。
- ③ 漁業者は操業を行います。漁獲物は事業実施者のものとなります。
- ④ 事業実施者は、水揚金により、国に事業費相当額を返還します。
水揚金が事業費に満たない場合、赤字分の一部を国が助成します。

事業のポイント

○事業費相当額を水揚金により返還していただく仕組みです。

新たな操業体制への転換にあたっては資金が必要となりますが、がんばる漁業では事業費を概算払いによりお支払いすることができるので、転換初期の漁業者の負担を軽減することができます。

事業にかかった経費は、水揚金により返還していただきます。

(→詳しくは、p.10 をご覧ください。)

○操業経費には、人件費や漁船の減価償却費が含まれます。

事業実施者から漁業者に支払われる操業経費には、人件費等が含まれていますので、操業体制の転換により水揚げが不安定な時期でも、漁業者が確実に収入を得ることができます。

(→詳しくは、p.13-15 をご覧ください。)

○水揚金が生産費に満たない場合でも、赤字分の一部を国が助成します。

水揚金が計画よりも少ない場合でも、赤字分の一部は国が助成しますので、漁業経営改善におけるリスクを軽減できます。

(→詳しくは、p.10-11 をご覧ください。)

2. がんばる漁業に関する基本情報

事業対象者

震災の影響により経営再建の支援が真に必要と認められ、
「漁船、水産関連施設等の被災による収益性の悪化が認められる漁業者」
又は「これらと同等の被害を認められる漁業者」が対象です。

がんばる漁業に取り組むための条件（採択要件）

収益性の改善・回復を目指した「漁業復興計画」を作成し、第三者からなる「中央協議会」で認定を受けると、がんばる漁業に取り組むことができます。

事業タイプの選択について

漁業復興計画を作成し、がんばる漁業に取り組むにあたっては、次の2つの事業タイプのいずれかになります。

事業タイプにより、設定する目標や、1年ごとの収益計算において水揚金額が事業費を下回った場合の取り扱い等が異なります。

	新船導入タイプ	既存船活用タイプ
設定する目標	① 事業開始1年目で償却前利益の黒字化が見込める計画であること ② <u>次期代船が可能な収益性の向上が見込める計画であること。</u>	事業開始1年目で償却前利益の黒字化が見込める計画であること。
取組の内容	<u>新船の導入を伴うもの（※1）</u>	既存船の活用によるもの（※2）
事業期間	3年以内	3年以内
水揚金額が事業費を下回った場合の取り扱い	差額（赤字分）の一部を国が助成。 【助成率】 <u>赤字分の1/2又は2/3（※3）</u>	差額（赤字分）の一部を国が助成。 【助成率】 <u>赤字分の9/10</u>
水揚金額が事業費を上回った場合の取り扱い	以下のいずれかを選択。 ① 差額（黒字分）は漁業者等の報奨金とし、事業を終了 ② <u>差額（黒字分）の9/10を国に返還し、事業を継続</u>	以下のいずれかを選択。 ① 差額（黒字分）は漁業者等の報奨金とし、事業を終了 ② <u>差額（黒字分）の1/2を国に返還し、事業を継続</u>

※1 漁船導入支援による中古船の導入を含む。

※2 既存船が過半数を占めるグループで事業を行い、グループ全体で収支計算を行う場合を含む。

※3 かつお・まぐろ類を漁獲する漁業を対象として、国際的な漁業管理機関における資源管理措置の強化に対応するため、複数のオフオーバーを乗船させることが可能な漁船を用いる場合にあっては、助成率は2/3。

3. がんばる漁業を実施するためには① ～「漁業復興計画」作成から認定までの手続き～

がんばる漁業を実施するためには、まずは、収益性向上のための取組をまとめた「漁業復興計画」を作成し、第三者からなる「中央協議会」の認定を受けることが必要となります。

手順1. 地域漁業復興協議会（地域協議会）を設置する。

地元の漁協、加工業者、流通業者、行政、研究者などで構成する地域漁業復興協議会を設置し、地域漁業復興プロジェクトを立ち上げます。

地域漁業復興プロジェクトの立ち上げにあたっては、設置要綱を定め、水産庁の承認を得る必要があります。



※地域協議会の運営や漁業復興計画の作成にかかる経費は、国が助成します。毎年度、漁業復興地域協議会の運営計画や助成金の交付について申請をし、年度終了後に実績を報告していただきます。

(→詳しくは p.9 をご覧ください)

手順2. 漁業復興計画を作成する。

地域漁業復興協議会が漁業復興計画を作成します。漁業復興計画には、実際に操業を行う予定の漁業者についても記載していただきます。

《漁業復興計画の作成にあたってのポイント》

- ① 事業タイプを決めること（「新船導入タイプ」or「既存船活用タイプ」）。
- ② 対象となる漁業が震災により受けた悪影響の内容や因果関係を示すこと。
- ③ 対象となる漁業が地域にとって重要な漁業であることを示すこと。
- ④ 取組の内容と、その取組が収益性の改善・回復につながることを示すこと。

手順3. 中央協議会で漁業復興計画の認定を受ける。

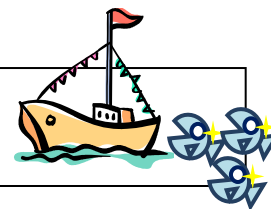
漁業復興計画は、「中央協議会」で認定を受ける必要があります。計画が認定されれば、この計画を水産庁長官に申請し承認を得、がんばる漁業開始の準備をすることになります。

※認定された漁業復興計画の内容が変更となる場合は、再度、中央協議会に諮る必要があります。漁業復興計画の内容が変更となる可能性が生じた場合には、速やかに水産庁漁業調整課までご相談ください。

《中央協議会とは？》

漁業復興計画を審査・認定する第三者機関です。漁業、造船、金融など水産業に関わるさまざまな分野の専門家が委員となり、漁業復興計画の審査を行います。

4. がんばる漁業を実施するためには② ～がんばる漁業実施にあたっての諸手続き～



認定された漁業復興計画に基づき、がんばる漁業を実施します。がんばる漁業の実施においては、1年ごとに事業実施計画を作成し、事業の実施状況を報告していただきます。また、事業終了後には、3年間の事業の成果について報告していただきます。

手順4. がんばる漁業事業実施計画の作成

漁業復興計画に基づき、1年間の事業実施計画を作成します。事業対象経費については、p.13-15をご参照ください。

手順5. がんばる漁業事業実施計画などの申請

手順4で作成した事業実施計画を、水産庁へ申請し承認を受けます。申請の際には、下記の添付資料も必要となります。

《添付資料》

- ・操業経費の査定書
- ・事業費の算出根拠
- ・漁船に関する資料（漁船原簿等）
- ・漁業者と漁協等との操業契約書（案）
- ・漁業者に関する資料（定款等）
- 等

※漁船によっては、事業実施計画の申請手続きのほか、試験操業の許可を得る必要があります。詳細は、水産庁漁業調整課までお問い合わせください。

手順6. 助成金の交付申請手続き

手順5の手続きが完了したら、助成金の交付時期や金額に関する申請を行います。なお、事業経費は事前にお支払いすることができます（概算払い）。

手順7. がんばる漁業の開始

手順6の手続きが完了したら、いよいよ事業開始となります。漁業者と漁協との間で操業契約を正式に締結し、事業を開始してください。

手順8. 事業変更について

事業実施中に事業内容や事業費が変更となった場合には、所定の手続きを行わなければなりません。所定の様式により、水産庁に申請し承認を受けます。

手順9. がんばる漁業の実施状況報告

1事業期間が終了したら、事業の実施状況について水産庁へ報告します。

*****上記、手順4～9については1事業期間ごとに行います。*****

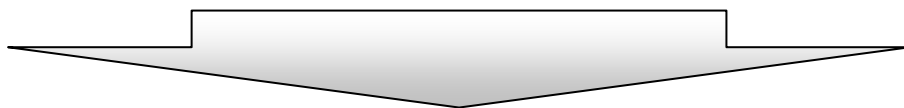
手順10. がんばる漁業の実施結果報告（3年間の事業終了後）

3年間の事業を終了した後は、所定の様式により、事業の実施結果を水漁機構を通じ、水産庁へ報告します。

以上の手続きをまとめると、以下のようになります。

〈漁業復興計画の策定と認定の流れ〉

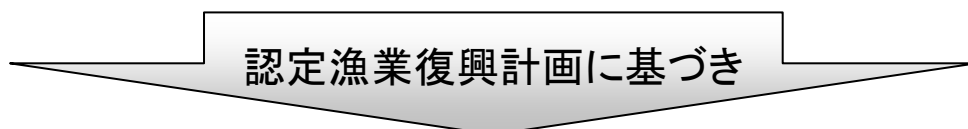
① 地域漁業復興協議会の設置 ← 水産庁長官の承認



② 地域の漁業復興計画を策定 ← 中央協議会による支援



③ 中央協議会による審査、認定（水産庁協議）



④ がんばる漁業復興支援事業の実施

手続きに関する様式と例 一覧

様式名	関連する 手順番号	様式の ページ
地域漁業復興プロジェクト設置申請書	手順1	p.17
地域漁業復興プロジェクト設置要綱【例】		p.18-19
地域漁業復興プロジェクト運営事業実施計画承認申請書		p.20
地域漁業復興プロジェクト運営事業助成金交付申請書		p.21
地域漁業復興プロジェクト運営事業概算払請求書		p.22
地域漁業復興プロジェクト運営事業精算払請求書		
地域漁業復興プロジェクト運営事業実施結果報告書		p.23
漁業復興計画書	手順2	p.24-30
漁業復興計画書【全体計画版】		p.31-32
地域漁業復興プロジェクト漁業復興計画の認定申請書	手順3	p.33
地域漁業復興プロジェクト漁業復興計画の変更申請書		
がんばる漁業復興支援事業実施計画申請書	手順4	p.34-35
漁業操業に関する契約書【例】		p.36-38
がんばる漁業復興支援事業助成金交付申請計画書	手順6	p.39
がんばる漁業復興支援事業概算払請求書		p.40
がんばる漁業復興支援事業実施状況報告書	手順9	p.41-42
がんばる漁業復興支援事業に係る助成金精算報告書		p.43
がんばる漁業復興支援事業実証結果報告書	手順10	p.44

事業に関する各種申請等は、
「特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構(水漁機構)」を通じ、
 水産庁に提出していただきます。

5. 事業経費のお支払いについて

(1) 地域漁業復興プロジェクトの運営経費のお支払いについて

地域漁業復興協議会の開催などにかかる運営経費は、国が助成します。また、運営経費は所定の手続きにより事前払いが可能です。

【対象となる経費例】

- 地域漁業復興協議会や部会等の会議の開催経費
- 協議会に参加する委員等の謝金・旅費
- 中央協議会への参加にかかる経費
- 取組に関する調査・研究費
- 資料作成経費 等

【手続き方法】※②～⑤の手続きは毎年度（4月～翌年3月）ごとに行います。

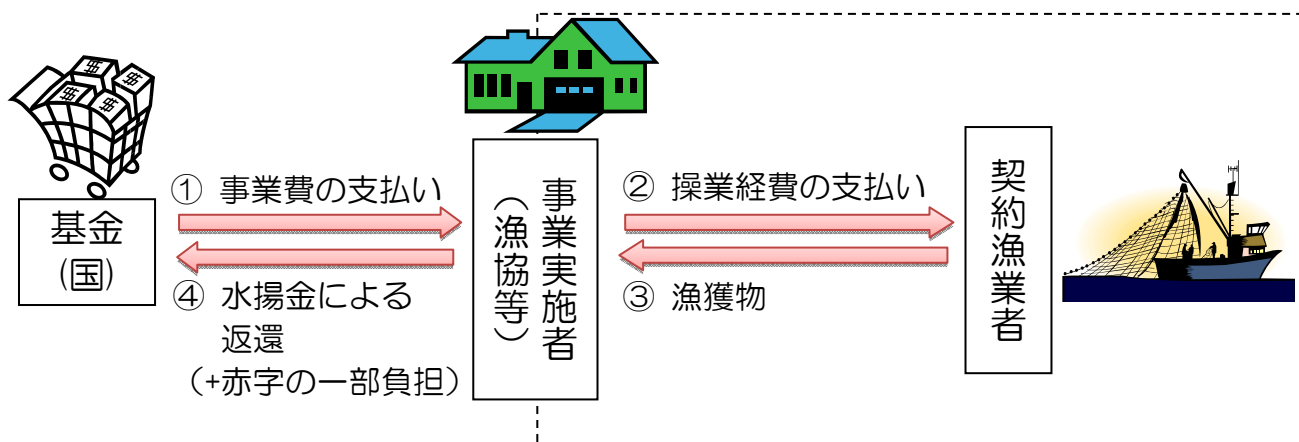
- ① 地域漁業復興プロジェクトを立ち上げる。
地域漁業復興協議会や事務局の構成員を設置要綱で定め、所定の様式により水産庁に申請し承認を受けます。
- ② 1年間の運営事業実施計画を作成し、水産庁の承認を受ける。
1年間の地域漁業復興協議会の開催予定や必要な経費を整理し、所定の様式により水産庁に申請し承認を受けます。
- ③ 経費の事前払いの手続きを行う（必要に応じて）。
所定の様式により水産機構に申請すると、経費の事前払いを受けることができます。
- ④ 1年間の事業実施結果を報告する。
1年間の地域協議会の開催状況や経費をまとめ、所定の様式により水産庁に報告します。
- ⑤ 経費の支払い手続きを行う。
所定の様式により、地域漁業復興プロジェクトにかかった経費の支払いを請求し、助成を受けます。

(→様式は p.17-23 をご覧ください)

(2) がんばる漁業にかかる事業費のお支払いについて

がんばる漁業は、事業にかかる経費を基金からお支払いし、水揚金により返還していただく仕組みとなっていますが、万一、水揚金額が事業費を下回り赤字となった場合でも、赤字分の一部を国が助成いたします。

逆に、水揚金額が事業費を上回り黒字となった場合には、黒字分を漁業者などへの報奨金とし事業を終了するか、黒字の一部を国に返還し事業を継続するか、選択することとなります。



事業費の事前払いについて

事業費は必要に応じ、事前にお支払いすることができます（概算払い）。がんばる漁業事業実施計画（p.6参照）の承認を受けた後、所定の手続きにより事前払いの申請を行ってください。

※1回目の事業費の事前払いは、事業費全体の2割以内としていますが、操業時期等の特別な事情によりこれによりがたい場合には、事前に水産庁にご相談ください。

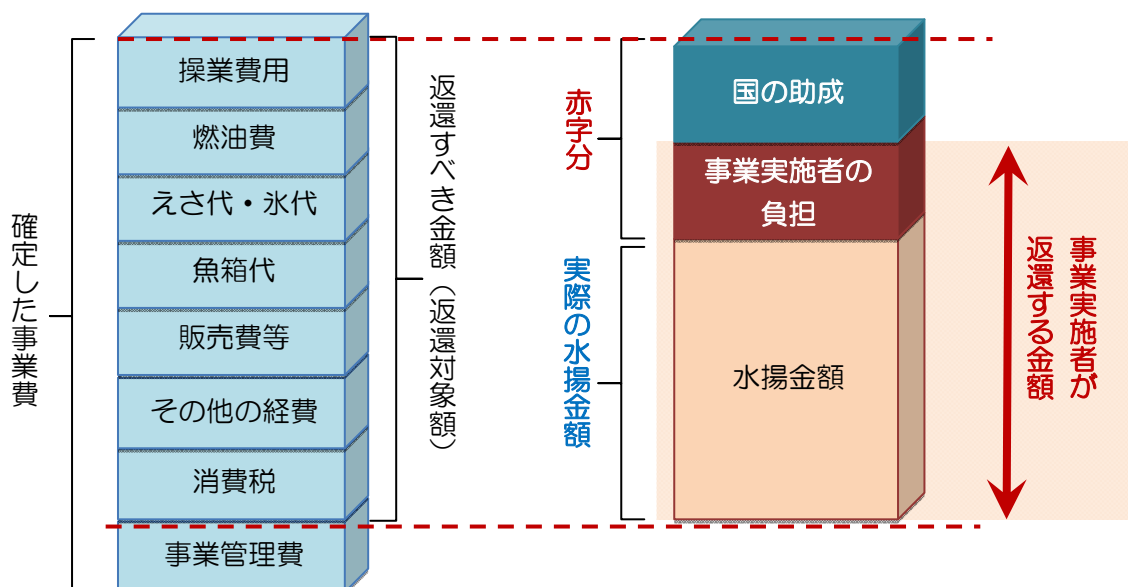
事業費の額の確定について

1事業期間が終了すると、その1年間に使った経費を確定する作業が行われます（これを「額の確定」といいます）。この作業により、事前にお支払いしている事業費が、実際の事業費よりも多い場合には、差額を返納していただくことになります。

事業費と水揚金額の比較について

確定した事業費と水揚金額を比較し、事業が赤字となったのか、黒字になったかを算定します。赤字となった場合には、国が赤字分の一部を助成しますが、赤字分の残額は事業実施者の負担となります。黒字になった場合には、事業の継続について事業実施者が選択することになります。

《赤字の場合》



- ① 確定した事業費のうち、事業管理費を引いた金額が、水揚金額により「返還すべき金額（返還対象額）」になります。
- ② 実際の水揚金額が返還対象額を下回った場合（＝赤字の場合）、赤字分の一部は国が助成しますが、赤字分の残額は事業実施者が負担することになります。

国の助成率：「新船導入タイプ」の場合→2分の1又は3分の2（※）
「既存船活用タイプ」の場合→10分の9

※かつお・まぐろ類を漁獲する漁業を対象として、国際的な漁業管理機関における資源管理措置の強化に対応するため、複数のオブザーバーを乗船させることが可能な漁船を用いる場合にあっては、赤字分の3分の2を助成します。

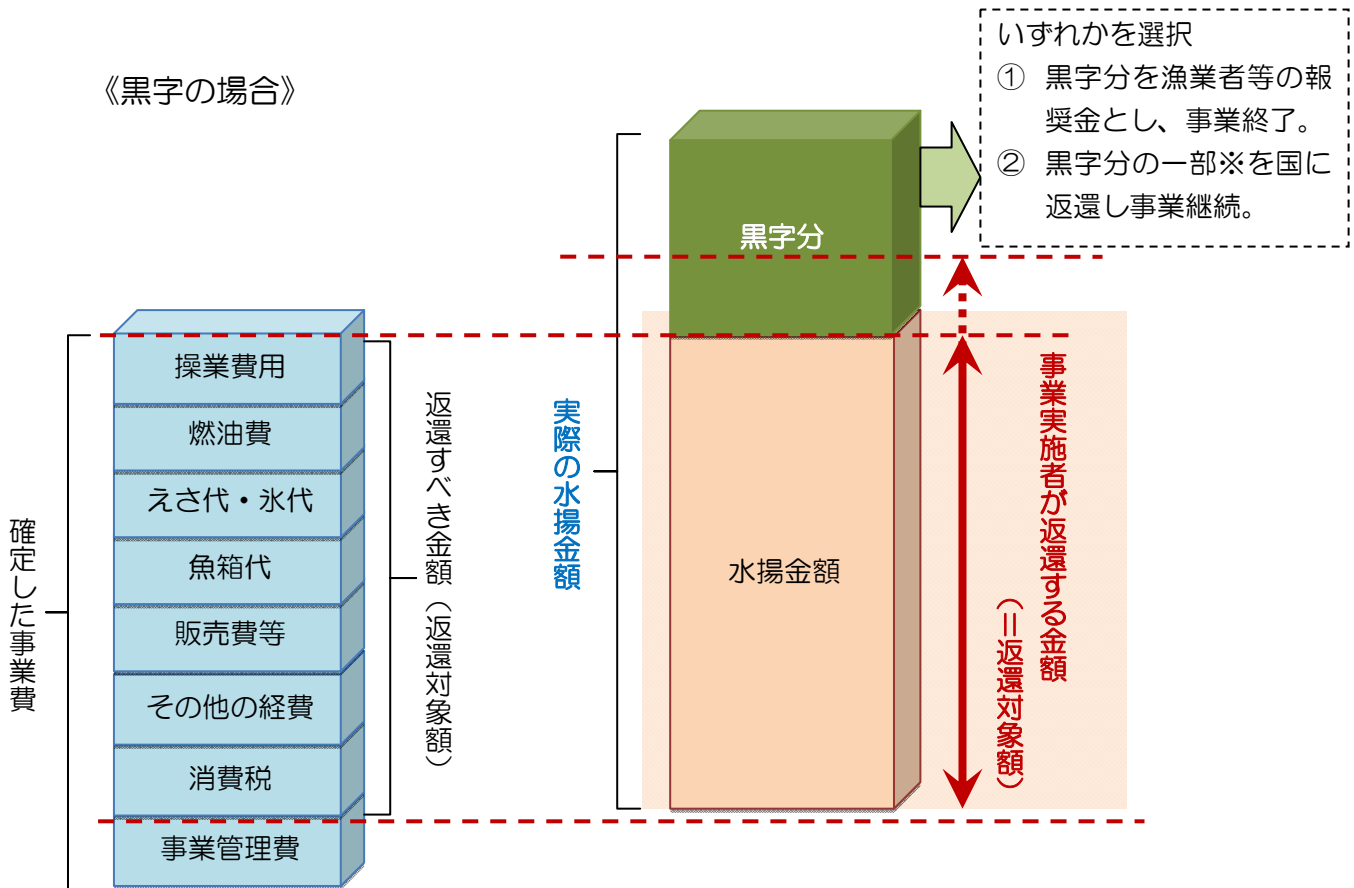
- ③ したがって、事業実施者が返還する金額は、「水揚金額＋赤字分のうち事業実施者が負担する金額」となります。

例) 返還対象額が100に対し、水揚金額が60の場合（「新船導入タイプ」の場合）

赤字分＝100(返還対象額)－60(水揚金額)＝40
国の助成額＝40(赤字分)×1/2＝20
赤字分のうち事業実施者が負担する額＝40(赤字分)－20(国の助成額)＝20
よって、
事業実施者が返還する額＝60(水揚金額)＋20(赤字分の一部)＝80

- ④ 「赤字分のうち事業実施者が負担する額」については、実施要領に定めるとおり、事業実施者が契約漁業者と協議の上、契約漁業者にその一部又は全部を負担させることが可能です。あらかじめ水揚金額が事業費を下回った場合の経費負担について、関係者で取り決めを行うことが必要です。

《黒字の場合》



- ① 確定した事業費のうち、事業管理費を引いた金額が、水揚金により「返還すべき金額 (返還対象額)」になります。
- ② 実際の水揚金額が返還対象額を上回った場合 (=黒字の場合)、事業実施者は黒字分の取り扱いについて、以下のいずれかを選択できます。

- A. 黒字分を漁業者などの報奨金とし、がんばる漁業を終了する。
- B. 黒字分の一部を国に返還し、がんばる漁業を継続する (国に返還した後の残額は、漁業者等への報奨金として使っても構いません)。

※国への返還率：「新船導入タイプ」の場合→9/10
「既存船活用タイプ」の場合→1/2

- ③ ②で A を選択した場合、事業実施者が返還する額は、水揚金額のうち返還対象額相当分になります。
- B を選択した場合、事業実施者が返還する額は、水揚金額のうち「返還対象額 + 黒字分の一部」となります。

例) 返還対象額が 100 に対し、水揚金額が 120 の場合 (「新船導入タイプ」で B を選択する場合)
 黒字分 = 120 (水揚金額) - 100 (返還対象額) = 20
 国への返還額 = 20 (黒字分) × 9/10 = 18
 よって、
 事業実施者が返還する額 = 100 (返還対象額) + 18 (黒字分の一部) = 118

6. がんばる漁業の助成対象経費について

がんばる漁業の助成対象経費は以下のとおりです。

1. 契約漁業者へ支払う操業費用（→詳しくは、p.14～15をご覧ください。）

操業契約を結ぶ漁業者へ支払う費用（漁船の減価償却費・金利・損害保険料・公租公課、人件費、修繕費、消耗品費、主燃油持込金利、漁具等償却費、補助油、通信費、一般管理費、消費税）

2. 燃油費

漁船の運航にかかる重油、軽油などの油代

3. えさ代

漁獲に要したえさ代（撒き餌代も含まれます）

4. 氷代

船上や陸上（市場内に限る）で、漁獲物の鮮度保持のために要した氷代

5. 魚箱代

船上や陸上で、漁獲物の運搬・選別・出荷・販売に要した容器代

6. その他の資材費

上記の氷代や魚箱代以外で、漁獲物の鮮度保持や漁獲物の運搬・選別・出荷・販売に要した資材代

7. 販売費

市場売りの場合：市場手数料など、販売のために要した経費

その他の場合：販売金額の5%以内

8. その他の経費

事業の実施のために要した経費で、水産庁長官が特に認めたもの

9. 事業管理費

事業を運営するために必要な事業管理費で、1～8の経費全体の2%以内（漁協担当者の人件費や光熱水費など）

※事業実施にあたり、新たに経理事務員を置く場合（この事業の専属の者を置く場合であり、新規雇用のほか既存職員の配置換えも含む）には、この経理事務員にかかる人件費を加算できます。

10. 消費税

1～9の経費に要した消費税額

《契約漁業者へ支払う操業経費について》

1. (漁船の)減価償却費

減価償却費＝当該船舶の帳簿価額×償却率

※耐用年数が満了した場合には、減価償却費の算定は行いません。

※耐用年数：減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「省令」という。）別表第1のとおりとします。

※償却方法：定率法（省令第5条）とします。ただし、平成19年3月31日以前に取得をされた船舶については、旧定率法（省令第4条）とします。

※償却率：省令別表第8のとおりとします。

ただし、平成19年3月31日以前に取得をされた船舶については、省令別表第7のとおりとします。

2. 金利（建造借入金に係る金利）

金利＝当該船舶の帳簿価額×長期プライムレート（直近のもの）

3. 損害保険料

損害保険料は、当該船舶が加入している船舶保険（普通損害保険、漁船船主責任保険及び特殊保険）の実績額とします。

4. 公租公課（固定資産税）

(1) 主として遠洋区域を航行区域とする船舶として総務省令で定めるもの（地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3第5項）

公租公課＝当該船舶の帳簿価額× $1/6 \times 1.4/100$

(2) 上記(1)以外のもの（地方税法 第349条の3第6項）

公租公課＝当該船舶の帳簿価額× $1/2 \times 1.4/100$

5. 人件費

人件費は、給与費、航海日当、食料費、船員保険料及び福利厚生費の額の合計額とし、当該船舶に乗船予定の船員毎の前年実績額にベースアップ率を乗じて得た額を基準とします。

ただし、外地を基地とする場合には、予備船員の給与及び船員交替旅費を算入することができます。

6. 修繕費

修繕費＝（建造価格又は購入価格に改造費を加えた額）×修繕費率

（修繕費率表）

経過年数	修繕費率	経過年数	修繕費率	経過年数	修繕費率
0.5年	0.0200	6年	0.0855	12年	0.1521
1	0.0300	7	0.0966	13	0.1632
2	0.0411	8	0.1077	14	0.1743
3	0.0522	9	0.1188	15～	0.1854
4	0.0633	10	0.1299		
5	0.0744	11	0.1410		

7. 消耗品費

消耗品費は、原則として前年度支払実績単価を参考に当該年度予定単価を算定し、当該年度の実証事業による使用見込（期間）を乗じて得た額とします。

8. 主燃油持込金利

主燃油持込金利＝最大積載量×0.8×単価×短期プライムレート
単価：A重油（バージ渡し）京浜地区の直近の金額（デジタル物価版）を適用します。

短期プライムレート：直近の短期プライムレートを適用します。

9. 漁具等償却費

漁具等償却費は、漁具及び搭載機器等の償却費（漁具、機器ごとに設定）の合計額とします。

10. 補助油

補助油は、原則として前年度支払実績単価を参考に当該年度予定単価を算定し、当該年度の調査による使用見込（期間）を乗じて得た額とします。

11. 通信費

通信費の算定は、原則として前年度支払実績単価を参考に当該年度予定単価を算定し、当該年度の調査による使用見込（期間）を乗じて得た額とします。

12. 漁船等使用料

共同利用漁船等復旧支援対策事業等補助金交付要綱（平成23年5月2日付け23水管第279号農林水産事務次官依命通知）による共同利用漁船等を使用する場合に限り、操業経費に算入することができます。

額は、「上記1～4及び9に基づき算定した額」又は「実際に漁協等と漁業者との契約により設定された使用料（実績額）」のうち低い方とします。

漁船等使用料を操業経費に算入する場合には、上記1～4及び9の経費は操業経費に算入できません。ただし、使用料（実績額）が漁船等使用料となった場合、上記1～4及び9のうち使用料（実績額）の算定において含まれてないものは計上できるものとします。

13. 一般管理費

一般管理費は、上記1から12までの金額の合計額に8%を乗じて得た額とします。

14. 消費税の算定

消費税は、上記1から13までの金額の合計額に5%を乗じて得た額とします。

***** 《 様 式 集 》 *****

1. 地域漁業復興プロジェクト設置申請書	・・・17
2. 地域漁業復興プロジェクト設置要綱【例】	・・・18
3. 地域漁業復興プロジェクト運営事業実施計画承認申請書	・・・20
4. 地域漁業復興プロジェクト運営事業助成金交付申請書	・・・21
5. 地域漁業復興プロジェクト運営事業概算払請求書	・・・22
6. 地域漁業復興プロジェクト運営事業精算払請求書	・・・22
7. 地域漁業復興プロジェクト運営事業実施結果報告書	・・・23
8. 漁業復興計画書	・・・24
9. 漁業復興計画書【全体計画版】	・・・31
10. 地域漁業復興プロジェクト漁業復興計画の認定申請書	・・・33
11. 地域漁業復興プロジェクト漁業復興計画の変更申請書	・・・33
12. がんばる漁業復興支援事業実施計画申請書	・・・34
13. 漁業操業に関する契約書【例】	・・・36
14. がんばる漁業復興支援事業助成金交付申請計画書	・・・39
15. がんばる漁業復興支援事業概算払請求書	・・・40
16. がんばる漁業復興支援事業実施状況報告書	・・・41
17. がんばる漁業復興支援事業に係る助成金精算報告書	・・・43
18. がんばる漁業復興支援事業実証結果報告書	・・・44

※手続きの内容は p.5～7 をご確認ください。

【様式第13号】

地域漁業復興プロジェクト設置申請書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿
(水漁機構経由)

住 所
名称及び代表者の氏名 印

今般、東日本大震災により悪影響を受けた漁業を復興するため、別紙のとおり〇〇地域漁業復興プロジェクト設置要綱を定め、これに基づき〇〇地域の漁業復興プロジェクトを設置したいので、漁業復興支援運営事業実施要領（平成23年11月21日付け23水管第1819号水産庁長官通知）第3の2の（2）のアの規定に基づき、承認を申請します。

(別紙様式例2)

〇〇地域漁業復興プロジェクト設置要綱

(設置)

第1 〇〇〇【地域漁業復興プロジェクト運営者名】は、〇〇地域漁業復興プロジェクトを設置する。

(組織及び任務等)

第2 〇〇地域漁業復興プロジェクトは、地域漁業復興プロジェクト協議会（以下「地域漁業復興協議会」という。）、事務局（及び〇〇中小漁業経営支援協議会）から構成されるものとする。

1 地域漁業復興協議会

- (1) 地域漁業復興協議会は、別表の1の委員をもって組織する。
- (2) 地域漁業復興協議会に会長一人を置き、委員のうちから委員の互選によってこれを定めるものとする。
- (3) 会長は、地域漁業復興協議会の議長となり、会務を総理する。
- (4) 地域漁業復興協議会は、あらかじめ、委員のうちから、会長に事故がある場合における会長の職務を代理する者を定めておかなければならないものとする。
- (5) 会長は、地域漁業復興協議会に国又は地方公共団体の水産担当部局職員の出席を求め、助言及び指導を受けることができるものとする。
- (6) 委員の任期は3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (7) 委員は、再任されることができるものとする。
- (8) 委員は、次のいずれかの事由が生じたときには解任されるものとする。
 - ① 心身の故障のため職務の執行ができないとき
 - ② 破産の宣告を受けたとき
 - ③ 禁錮以上の刑に処せられたとき
 - ④ 委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があるとき
- (9) 地域漁業復興協議会は、〇〇地域漁業復興プロジェクトにおける漁業復興計画を作成し、中央協議会の認定を受けるとともに、認定された漁業復興計画の実施に必要な指導・助言等を行うものとする。
- (10) 地域漁業復興協議会には、〇〇部会を設置する。
 - ① 〇〇部会は、別表の2の委員をもって組織する。
 - ② 〇〇部会は、〇〇〇〇に関し、専門的立場から地域漁業復興協議会を支援する。

2 事務局

- (1) 事務局員は、別表の3のとおりとする。
- (2) 事務局は、〇〇地域漁業復興プロジェクトを推進するために必要な事務等を行う。

3 〇〇中小漁業経営支援協議会（必要に応じて記載）
別紙〇〇中小漁業経営支援協議会設置要綱のとおり。

(秘密保持義務)

第3 〇〇〇（漁業者団体名）の役員、職員、地域漁業復興協議会委員、事務局員、（〇〇部会委員）又はこれらの職にあった者は、地域漁業復興プロジェクトの実施に当たり、中小漁業者、金融機関等から入手したプロジェクト対象者に係る財務資料等の情報を厳重に管理し、外部に遺漏しないようにしなければならない。

(別表)

1. 地域漁業復興協議会委員、オブザーバー名簿

所属機関名 役職 氏 名

2. ○○部会委員名簿

経歴 専門分野 年齢 氏 名 実績等

3. 事務局員名簿

所属機関名 役職 氏 名

【様式第14号】

〇〇地域漁業復興プロジェクト運営事業実施計画承認申請書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿
(水漁機構経由)

住 所
名称及び代表者の氏名 印

平成 年度の地域漁業復興プロジェクト運営事業の実施計画を下記のとおり策定したので、漁業復興支援運営事業実施要領（平成23年11月21日付け23水管第1819号水産庁長官通知）第3の2の（2）のエの規定に基づき、承認を申請します。

記

1. 事業の必要性及び平成 年度の事業方針
2. プロジェクトの対象予定としている漁業種類
3. プロジェクトの対象予定としている地域又はグループの範囲
4. 漁業復興計画の認定を受けようとする時期：
5. 地域漁業復興協議会開催計画

開催時期	協議内容	備 考

6. 調査研究に関する事項
7. 中小漁業経営支援協議会に関する事項：別紙のとおり
(注：中小漁業経営支援協議会を開催しない場合、又は同時に申請しない場合は記入不要。
7以降の番号は繰り上げて記載)

8. 経費の配分

経費区分	事業費	備 考
合 計		

9. その他

【様式第8号】

〇〇地域漁業復興プロジェクト運営事業助成金交付申請書

番 号
年 月 日

特定非営利活動法人
水産業・漁村活性化推進機構 理事長 殿

住 所
名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日付け 水漁第 号で水産庁長官から承認のあった本組合（会）が行う〇〇地域漁業復興プロジェクト運営事業に係る助成金について、漁業復興支援運営事業実施要領（平成23年11月21日付け23水管第1819号水産庁長官通知）第3の1の（1）の規定に基づき、下記のとおり交付を申請します。

記

1. 助成金の額

項 目	必要な助成金の額	概算払い	備 考
		有・無	
合 計	円		

※ 概算払い有りに○をした場合には、備考欄に予定時期と理由を項目ごとに記載すること。

2. 振込先

【様式10号】

平成 年度〇〇地域漁業復興プロジェクト運営事業概算払請求書

番 号
年 月 日

特定非営利活動法人
水産業・漁村活性化推進機構 理事長 殿

住 所
名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日付け（ 番号 ）で通知のあった交付決定通知書に基づき、下記のとおり概算払により支払されたく、漁業復興支援運営事業実施要領（平成23年11月21日付け23水管第1819号水産庁長官通知）第3の1の（3）の規定に基づき、請求します。

記

(単位：円)

項目	交付決定額 (a)	既受領額 (b)	今回請求額 (c)	残額 a-(b+c)	備考
合 計					

【別紙様式11号】

平成 年度〇〇地域漁業復興プロジェクト運営事業精算払請求書

番 号
年 月 日

特定非営利活動法人
水産業・漁村活性化推進機構 理事長 殿

住 所
名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日付け 水漁第 号で水産庁長官から承認のあった本組合（会）が行った平成年度の地域復興プロジェクト運営事業について、別紙のとおり水産庁長官に実施結果を報告したので、漁業復興支援運営事業実施要領（平成23年11月21日付け23水管第1819号水産庁長官通知）第3の1の（5）の規定に基づき、精算額として金 円を請求します。

記

(単位：円)

項目	交付決定額 (a)	既受領額 (b)	今回請求額 (c)	残額 a-(b+c)	備考
合 計					

【様式第15号】

〇〇地域漁業復興プロジェクト運営事業実施結果報告書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿
(水漁機構経由)

住 所
名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日付けで承認のあった平成 年度の〇〇地域漁業復興プロジェクト運営事業について、下記のとおり実施したので、漁業復興支援運営事業実施要領（平成23年11月21日付け23水管第1819号水産庁長官通知）第3の2の（2）のカの規定に基づき、事業の結果を報告します。

記

1. 事業の実施概要
2. プロジェクトの対象とした漁業種類
3. プロジェクトの対象とした地域又はグループの範囲
4. 当該期間における漁業復興計画の認定の有無：※有りの場合は認定年月日も記入
5. 地域漁業復興協議会開催実績

開催年月日	協議内容	備 考

6. 調査研究に関する事項
7. 中小漁業経営支援協議会に関する事項：別紙のとおり
(注：中小漁業経営支援協議会を開催しない場合、又は同時に申請しない場合は記入不要。
7以降の番号は繰り上げて記載)

8. 経費の配分

経費区分	事業費	備 考
合 計		

9. その他

【別添1】

整理番号	
------	--

〇〇地域漁業復興プロジェクト漁業復興計画書

地域漁業復興 プロジェクト名称			
地域漁業復興 プロジェクト 運営者	名称		
	代表者		
	住所		
計画策定年月	年 月	計画期間	年度～ 年度

1 目的

- ※ 震災の悪影響により収益性が悪化していることについて明確な因果関係があることを示すとともに、経営再建が真に必要であり、収益性の高い操業体制への転換を図る必要があることを記載。

2 地域の概要

- ※ 地域産業としての漁業の位置付け、漁業の概要等を記載

3 計画内容

(1) 参加者等名簿

- ※ 漁業関係、流通・加工、金融・経営等関係、地方公共団体、学識経験者等の別に記載

(2) 復興のコンセプト

<生産に関する事項>

<流通・販売に関する事項>

<支援措置（がんばる漁業復興支援事業、その他国庫助成事業、制度資金）の活用に関する事項>

(3) 復興の取組み内容

大事項	中事項	震災前の状況と課題	取組記号・取組内容	見込まれる効果（数値）	効果の根拠

<記入に当たって>

- ・「大事項」欄には、生産、流通・加工等、当該取組みが洋上ものか陸上のものかわかる事項名を記載すること。
- ・「中事項」欄には、省コスト化、漁船の合理化等、当該取組みがどのような効率化に係る取組かわかる事項名を記載すること。なお、複数の漁業種類の取組みを行う場合は、漁業種類ごとに記載すること。
- ・「見込まれる効果」欄には、取組により見込まれる効果について、震災前の状況と比較した数値により記載すること。
- ・「効果の根拠」について当該欄への記載と別に、地域漁業復興プロジェクトにおける検討資料等、詳細がわかる資料を別途添付すること。

(4) 復興の取組み内容と支援措置の活用との関係

① がんばる漁業復興支援事業

- ・取組記号： ※(3) で用いた取組記号を記載。
- ・事業実施者：
- ・契約漁業者： ※契約漁業者名その他、可能な範囲で船名、船舶の所有者名、総トン数等の船舶に関する情報を記載（事業実施者自らが事業を行う場合には、その旨を記載し船舶に関する情報を記載）。
- ・実施年度：

② その他関連する支援措置

取組番号	支援内容、制度資金名	復興の取組内容との関係	事業実施者(借受者)	実施年度

<記入に当たって>

- ・「取組記号」欄には、(3) で用いた取組記号を記入すること。
- ・「支援措置、制度資金名」の欄には、国産水産物安定供給推進事業、水産物流通構造改革事業、強い水産業づくり交付金の活用による水産物供給施設等の整備等、活用を予定する支援措置の名称を記入すること。

(5) 取組みのスケジュール

① 漁業復興計画工程表

年度	23	24	25	26	27

<記入に当たって>

- ・(3) における取組記号を用い、検討・導入期間を点線で、実施・普及期間を実線で記入すること。
- ・改革の取組みにより想定される波及効果についても、可能な限り記入すること。

② 復興の取組による波及効果

4 漁業経営の展望（新船導入による収益性改善の場合）

<経費等の考え方>

- ※ 漁業種類ごとに漁業復興計画に参加する漁業者の操業の概要、収益の改善見込みとその考え方を記載すること。

<〇〇漁業>

(1) 収益性改善の目標

(単位：水揚量はt、その他は千円)

	震災前の 状況	復興1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
収入 水揚量 水揚高 経費 人件費 燃油代 修繕費 漁具費 その他 保険料 公租公課 販売経費 一般管理費						
償却前利益						

※ 同一漁業種類であっても、漁業復興計画に参加する漁業者の標準的な経営形態が複数パターンある場合には、それぞれについて作成すること。

※ 段階的に船団構成を改革する場合等の経営展望について、必要と考える資料がある場合には添付すること。

(2) 次世代船建造の見通し

償却前利益 百万円	×	次世代船建造 までの年数 年	>	船価 百万円
--------------	---	----------------------	---	-----------

※ 「償却前利益」は、復興5年目の数値、復興3～5年目の平均値等、目標達成時の見通しにより記載すること。

(参考) 漁業復興計画の作成に係る地域プロジェクト活動状況

実施期間	協議会・部会	活動内容・成果	備考

4 漁業経営の展望（既存船活用による収益性回復の場合）

<経費等の考え方>

※ 漁業種類ごとに漁業復興計画に参加する漁業者の操業の概要、収益の改善見込みとその考え方を記載すること。

<〇〇漁業>

(1) 収益性回復の目標

(単位：水揚量は t、その他は千円)

	震災前の状況	復興1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
収入 水揚量 水揚高 経費 人件費 燃油代 修繕費 漁具費 その他 保険料 公租公課 販売経費 一般管理費						
償却前利益						

※ 同一漁業種類であっても、漁業復興計画に参加する漁業者の標準的な経営形態が複数パターンある場合には、それぞれについて作成すること。

※ 段階的に船団構成を改革する場合等の経営展望について、必要と考える資料がある場合には添付すること。

(2) 収益性回復の評価

償却前利益について、地域の実情に応じて代船の取得までの年数を踏まえた評価を記載すること。

※ 「償却前利益」は、復興5年目の数値、復興3～5年目の平均値等、目標達成時の見通しにより記載。

(参考) 漁業復興計画の作成に係る地域漁業復興プロジェクト活動状況

実施期間	協議会・部会	活動内容・成果	備考

【別添2】

整理番号	
------	--

〇〇地域漁業復興プロジェクト漁業復興計画書

地域漁業復興 プロジェクト名称			
地域漁業復興 プロジェクト 運営者	名 称		
	代 表 者		
	住 所		
計 画 策 定 年 月	年 月	計画期間	年度～ 年度

1 目的

- ※ 震災の悪影響により収益性が悪化していることについて明確な因果関係があることを示すとともに、経営再建が真に必要であり、収益性の高い操業体制への転換を図る必要があることを記載。

2 地域の概要

- ※ 地域産業としての漁業の位置付け、漁業の概要等を記載。

3 計画内容

- ※ 「漁業生産関係」「加工・流通関係」等、項目を立てて記載。

4 復興・改革スケジュール

- ※ 3の計画内容の取組のスケジュールについて記載。

5 将来展望

6 参加者名簿

- ※ 漁業関係、流通・加工、金融・経営等関係、地方公共団体、学識経験者等の別に記載（別添として資料を添付しても可）。

※必要に応じ資料を添付すること。

【様式第16号】

番 号
年 月 日

特定非営利活動法人
水産業・漁村活性化推進機構 理事長 殿

住 所
名称及び代表者の氏名 印

〇〇地域漁業復興プロジェクト漁業復興計画の認定申請書

このことについて、別紙漁業復興計画書のとおり〇〇地域漁業復興プロジェクトにおける漁業復興計画を策定したので、漁業・養殖業復興支援事業実施要綱（平成23年11月21日付け23水管第1818号農林水産事務次官依命通知）第3の1の（1）のイの認定を受けたく、漁業復興支援運営事業実施要領（平成23年11月21日付け23水管第1819号水産庁長官通知）第3の3の（2）の規定に基づき、提出します。

【様式第17号】

番 号
年 月 日

特定非営利活動法人
水産業・漁村活性化推進機構 理事長 殿

住 所
名称及び代表者の氏名 印

〇〇地域漁業復興プロジェクト漁業復興計画の変更申請書

このことについて、平成 年 月 日付け（番号）で認定された当該地域の漁業復興計画について、（理由を簡単に記載）のため内容の一部を変更したく、別紙のとおり変更後の漁業復興計画書を作成したので、漁業復興支援運営事業実施要領（平成23年11月21日付け23水管第1819号水産庁長官通知）第3の3の（3）の規定に基づき、提出します。

【様式第1号】

がんばる漁業復興支援事業実施計画申請書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

住 所
名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日付けで中央協議会より認定を受けた漁業復興計画に基づき、がんばる漁業復興支援事業のうち、がんばる漁業復興支援事業実施要領（平成23年11月21日付け23水管第1820号水産庁長官通知）第1の1の（1）の新船導入による収益性改善の事業（又は第1の1の（2）の既存船活用による収益性回復の事業）を実施したいので、同要領第1の6の（1）の規定に基づき、承認を申請します。

記

1. 事業のコンセプト

2. 事業対象漁業種類

3. 事業を行う船舶

- (1) 船名及び総トン数 :
- (2) 所有者氏名 :
- (3) 所有者住所 :
- (4) 船団構成 :
- (5) 漁船登録番号 :
- (6) 建造年月日 :
- (7) 建造価格 :
- (8) 造船所の名称及び住所 :
- (9) 購入先 :
- (10) 購入価格 :
- (11) 改造した内容 :
- (12) 改造年月日 :
- (13) 改造価格 :
- (14) 改造した造船所の
名称及び住所

※(9)以降は中古船の場合のみ記入。

4. 事業実施期間及び本計画の事業期間

事業実施期間：平成 年 月 日から平成 年 月 日までの 年間（3年以内）
本計画の事業期間：平成 年 月 日から平成 年 月 日までの1年間

5. 根拠地及び水揚げ港

根拠地：

水揚げ港：

6. 事業項目

7. 事業経費の積算内訳

(単位：円)

区 分	計 画 額	備 考
操 業 経 費		(積算内訳)
燃 油 費		(積算内訳)
え さ 代		(積算内訳)
魚 箱 ・ 氷 代		(積算内訳)
そ の 他 の 資 材 費		(積算内訳)
販 売 費		(積算内訳)
そ の 他 の 経 費		(積算内訳)
事 業 管 理 費		(積算内訳)
消 費 税		(積算内訳)
事業経費合計		

8. 助成金の返還方法の選択

助成金の額の返還方法として実施要領第3の1にあるいずれかの方法を記載。

(参考例)

漁業操業に関する契約書

〇〇漁業協同組合（以下「甲」という。）と〇〇漁業株式会社（以下「乙」という。）は、甲ががんばる漁業復興支援事業を実施するにあたり、漁業操業に関し、次のとおり契約を締結する。

(操業に使用する船)

第1条 甲は、乙が操業に使用する下記の船舶（以下「操業船」という。）を、がんばる漁業復興支援事業に使用するため、乙と操業契約を締結する。

記

船名
総トン数
漁業種類
漁船登録番号
船舶番号
進水年月日
船質
機関の種類及び馬力数
無線設備の有無
信号符字
船籍港
燃油最大積載量
船舶の使用権（使用貸借権 又は 自己所有船）

(操業船の乗組員)

第2条 乙は、操業船に次に掲げる資格及び数の乗組員を乗船させ、欠員が生じた場合は、遅滞なくこれを補充しなければならない。

	船名1	船名2	計
船長	1	1	2
機関長	1	1	2
一等航海士	1	0	1
・ ・ ・			
その他乗組員	10	5	15
合計	〇〇	〇〇	〇〇

(操業船使用期間)

第3条 操業船使用期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

(操業船使用開始の場所等)

第4条 この契約締結に伴う操業船使用開始の場所は〇〇港とする。

- 2 乙は、使用開始の際、自己の負担において本船に燃油（補助油を除く。以下同じ。）として2号重油（日本工業規格の1種2号重油をいう。）又は軽油を〇〇キロリットル以上を積載しなければならない。
- 3 前項の燃油積載量は、甲乙立合の上確認するものとする。

（操業船使用終了の場所）

- 第5条 使用期間満了に伴う使用終了の場所は〇〇港とする。ただし、甲乙協議して変更できるものとする。
- 2 第15条の規定により解約した場合の使用終了場所は、甲が原則として用船終了の日の7日前までに乙に通知するものとする。

（漁獲物の帰属等）

- 第6条 事業によって得た漁獲物は、全て甲に帰属するものとする。
- 2 乙は、善良なる管理者の注意をもって前項の漁獲物及びその製品を管理するものとする。

（費用の負担）

- 第7条 使用期間中の操業船の運航に要する燃油その他の事業に係る費用（個人的消費を除く。）は、甲が負担するものとする。
- 2 前項の甲の負担を除く一切の費用は、乙が負担するものとする。
 - 3 使用終了の際、甲乙立合の上積載中の燃油の数量を確認し、第3条第2項の規定により乙が積載した数量に不足する場合には、甲はその不足する数量の燃油を乙に返還するものとし、その数量を超える場合には、乙はその超える数量に相当する金額を甲に支払うものとする。

（操業費用）

- 第8条 操業費用は、1箇月につき金「」（うち消費税額円）とする。
- 2 前項の消費税及び地方消費税の額は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）の第72条の82及び第72条の83の規定により算出したものとする。
 - 3 1か月に満たない操業費用は日割計算とし、24時間未満の端数は1日として計算する。ただし、日割計算した額に1円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

（操業費用の支払期日）

- 第9条 毎月の操業費用は、乙から適法な支払い請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

（操業費用の減額）

- 第10条 乙又は乙の責に帰すべき者の故意又は重大な過失により運航を中止したときは、その中止した日数に応じ日割計算により算出した金額を操業費用から減ずるものとする。ただし、日割計算した額に1円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

（履行遅滞）

- 第11条 甲は、故意又は過失により支払期日までに操業費用を支払わなかった場合には、完済の日まで法定の遅延利息を乙に支払うものとする。

(瑕疵担保責任)

第12条 乙は、操業船が船体堅牢強固であることを保証するとともに、完全な機関その他相当の設備及び付属品を備え、かつ、これらを維持しなければならない。

また、乙が操業船を借り受ける場合には、乙は貸し主との間で瑕疵担保責任に係る契約を締結するものとする。

(不可抗力の免責等)

第13条 操業船の天災その他不可抗力による損害に対しては、甲は損害賠償の責に任じない。

2 不可抗力により操業船が使用不能となった場合には、甲乙協議の上操業を終了するものとする。

3 前項の場合、甲は実際に運航した日まで乙に操業費用を支払うものとする。

4 乙又は乙の責に帰すべき者の故意又は過失により第三者に与えた損害については、乙が負担するものとする。

(乗組員の操業への専念)

第14条 乙は、操業船の乗組員が操業に専念し、最善の努力を払うよう管理を行うものとする。

(解約)

第15条 次の各号に掲げる場合には、甲は乙に対して解約の申入れをすることができる。

(1) 乙がストライキ等により連続して20日以上の間運航しなかったとき。

(2) 乙がこの契約の条項に違反したとき。

(3) 甲が操業船の使用を必要としなくなったとき。

(4) 自然災害等、操業船の乗組員の責に帰さない事由による場合を除き、操業状況が著しく好ましくないとき。

(5) 「がんばる漁業復興支援事業実施要領」(平成23年11月21日付け23水管第1820号水産庁長官通知)第1の5の(1)又は(2)の規定により、水産庁長官から甲に対して当該事業の終了又は中止を命ぜられたとき。

2 甲が前項の規定により解約の申入れをしたときは、その解約の申し入れをした際甲が指定した日に、この契約は終了する。

3 前項の場合、甲乙協議の上、精算を行うものとする。

(事情変更)

第16条 経済事情その他契約締結当時の事情に著しい変化が生じたときは、甲乙協議の上、この契約の内容を変更することができる。

(別途協議)

第17条 この契約に規定のない事項については、甲乙の協議の上、決定するものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙各1通保有する。

平成 年 月 日

甲 ○○県○○○
○○漁業協同組合
代表理事 ○ ○ ○ ○

乙 ○○県○○○
○○漁業株式会社
代表取締役 ○ ○ ○ ○

【様式第4号】

がんばる漁業復興支援事業助成金交付申請計画書

番 号
年 月 日

特定非営利活動法人
水産業・漁村活性化推進機構 理事長 殿

住 所
名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日付け 水漁第 号で水産庁長官から承認のあった新船導入による収益性改善の事業（又は既存船活用による収益性回復の事業）について、がんばる漁業復興支援事業実施要領（平成23年11月21日付け23水管第1820号水産庁長官通知）第2の2の（1）の規定に基づき、当該事業期間における助成金交付申請計画を下記のとおり作成したので、御了承願いたく申請します。

記

1. 助成金の総額：

2. 助成金の申請計画

(単位：円)

申請時期	申請額	備考（経費内訳）
計		

【様式第6号】

がんばる漁業復興支援事業概算払請求書

番 号
年 月 日

特定非営利活動法人
水産業・漁村活性化推進機構 理事長 殿

住 所
名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日付け（ 番号 ）で通知のあった交付決定通知書に基づき、下記のとおり概算
払いにより支払されたく、がんばる漁業復興支援事業実施要領（平成23年11月21日付け23
水管第1820号水産庁長官通知）第2の2の（3）に基づき、請求します。

記

(単位：円)

項 目	交付決定額 (a)	既受領額 (b)	今回請求額 (c)	残額 a-(b+c)	備考
合 計					

【様式第2号】

がんばる漁業復興支援事業実施状況報告書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿
(水漁機構経由)

住 所
名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日付け 水漁第 号で承認のあった新船導入による収益性改善の事業（又は既存船活用による収益性回復の事業）の実施状況について、がんばる漁業復興支援事業実施要領（平成23年11月21日付け23水管第1820号水産庁長官通知）第1の6の（2）のアの規定に基づき、報告します。

記

1. 事業実施の概要

2. 事業に用いた船舶

船名及び総トン数：

所有者氏名：

所有者住所：

3. 事業の期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

4. 事業結果

(1) 事業項目毎の検証

(2) 収支の状況

5. 事業に要した経費

(単位：円)

区分	計画額	実績額	備考
操業費用			
燃油費			
えさ代			
魚箱・氷代			
その他の資材費			
販売費			
その他の経費			
事業管理費			
消費税			
事業経費合計			
〔実施要領第3の1に 規定する返還対象額〕		〔 〕	

6. 販売の内訳

販売月	販売数量 (トン)	販売金額 (円)	備考 (主たる魚種及び水揚港 等)
月分			
月分			
月分			
月分			
月分			
月分			
月分			
月分			
月分			
月分			
合計			

7. 助成金の返還方法（事業期間の漁獲物販売代金が返還対象額を上回ったが事業を継続する場合のみ）

当該事業期間の漁獲物販売代金が実施要領第3の1に規定する返還対象額を上回りましたが、返還対象額及び漁獲物販売代金と返還対象額との差額の〇分の〇に相当する金額を返還し、事業を継続します。

【様式第7号】

がんばる漁業復興支援事業に係る助成金精算報告書

番 号
年 月 日

特定非営利活動法人
水産業・漁村活性化推進機構 理事長 殿

住 所
名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日付け 水漁第 号で水産庁長官から承認のあった、本〇〇が行った、新船導入による収益性改善の事業（又は既存船活用による収益性回復の事業）について、別紙のとおり水産庁長官に実施状況報告を提出し、それに基づき当該事業に係る助成金の精算報告を下記のとおりまとめたので、がんばる漁業復興支援事業実施要領（平成23年11月21日付け23水管第1820号水産庁長官通知）第2の2の（6）の規定に基づき、提出します。

なお、本件の助成金の返還方法については、事業実証計画において、同実施要領第3の1にある〇〇の方法を選択しています。（実施要領第3の1にあるいずれかの方法を記載。）

記

(単位：円)

項 目	事業実績額 (a)	既受領額 (b)	今回請求額 又は 返納額 (a) - (b)	既返還額 (c)	販売額等 (d)	備考
合 計						

【様式第3号】

がんばる漁業復興支援事業実証結果報告書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿
(水漁機構経由)

住 所
名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで実施した新船導入による収益性改善の事業（又は既存船活用による収益性回復の事業）について、がんばる漁業復興支援事業実施要領（平成23年1月21日付け23水管第1820号水産庁長官通知）第1の6の（2）のイの規定に基づき、報告します。

記

1. 事業実施の概要

2. 事業対象漁業種類

3. 事業に用いた船舶等

船名及び総トン数：

所有者氏名：

所有者住所：

4. 事業の期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日までの〇年間

5. 事業結果

(1) 事業項目毎の検証

(2) 収支の検証

お問い合わせ先

水産庁資源管理部漁業調整課 漁船漁業対策室

所在地：〒100-8907
東京都千代田区霞ヶ関1-2-1
電話：03-3502-8469（直通）
FAX：03-3501-1019

本事業は、「特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構」（水漁機構）が運営します。

特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構

所在地：〒101-0047
東京都千代田区内神田2丁目2番1号
鎌倉河岸ビル5階
電話：03-6866-7111
FAX：03-6866-7114

各種申請手続きは、水漁機構まで